

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会

山梨県準備委員会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県知事(以下「知事」という。)は、第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会を開催するため、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会(以下「準備委員会」という。)が実施する事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 準備委員会は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 収支予算書(様式第1号の3)
- (3) その他必要な書類

(交付決定の通知)

第4条 知事は、第3条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を準備委員会に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表1に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 準備委員会は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第4号の2)

(2) 収支決算書(様式第4号の3)

2 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、準備委員会は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書(様式第4号)に前項にて掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第5号)により準備委員会に通知するものとする。

2 知事は、準備委員会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事が別に定める日までにその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事は必要があると認める場合には、準備委員会に対し、概算払いにより交付することができる。

2 準備委員会は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 準備委員会は、補助事業により取得した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別表2に定める期間(以下「財産処分期限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 準備委員会は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第9条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

附 則

1 この要綱は令和5年11月20日から施行する。